

## 第4部 画像診断

### 診療行為マスターの仕様変更

「画像診断管理加算1及び画像診断管理加算2の請求の際に用いるコードが複数存在する状態にあるため、令和2年4月1日より下記のとおり一部コードを廃止します。」

#### ◆画像診断管理加算に係るコードの整備

廃止予定コード		代替コード	
170020270	画像診断管理加算1	170025210	画像診断管理加算1（写真診断）
		170025310	画像診断管理加算1（基本的エックス線診断）
		170025410	画像診断管理加算1（核医学診断）
		170025510	画像診断管理加算1（コンピューター断層診断）
170024470	画像診断管理加算2	170025610	画像診断管理加算2（核医学診断）
		170025710	画像診断管理加算2（コンピューター断層診断）
170024910	遠隔画像診断管理加算1	170025810	遠隔画像診断管理加算1（写真診断）
		170025910	遠隔画像診断管理加算1（基本的エックス線診断）
		170026010	遠隔画像診断管理加算1（核医学診断）
		170026110	遠隔画像診断管理加算1（コンピューター断層診断）
170025010	遠隔画像診断管理加算2	170026210	遠隔画像診断管理加算2（核医学診断）
		170026310	遠隔画像診断管理加算2（コンピューター断層診断）

### 第2節 核医学診断料

#### E101-2 ポジトロン断層撮影

現 行	改 正
(新設)	注4 新生児、3歳未満の乳幼児（新生児を除く。）又は3歳以上6歳未満の幼児に対して断層撮影を行った場合は、新生児加算、乳幼児加算又は幼児加算として、1,600点、1,000点又は600点を所定点数に加算する。ただし、注3の規定により所定点数を算定する場合には、1,280点、800点又は480点を所定点数に加算する。

#### ◆乳幼児加算

170037070	新生児加算（ポジトロン断層等）	1,600点
170037170	乳幼児加算（ポジトロン断層等）	1,000点
170037270	幼児加算（ポジトロン断層等）	600点
170037370	新生児加算（ポジトロン断層等）（施設基準不適合）	1,280点
170037470	乳幼児加算（ポジトロン断層等）（施設基準不適合）	800点
170037570	幼児加算（ポジトロン断層等）（施設基準不適合）	480点

### 診療行為マスターの仕様変更

◆施設基準不適合減算（画像）（100分の80）を廃止された。

170025170	施設基準不適合減算（画像）（100分の80）	20%減算
-----------	------------------------	-------

このために減算された点数を設定されたコードが作成された。

170038030	ポジトロン断層撮影（150標識ガス剤使用）施設基準不適合	5,600点
170038130	ポジトロン断層撮影（18FDG使用）施設基準不適合	6,000点
170038230	ポジトロン断層撮影（13N標識アンモニア剤使用）施設基準不適合	7,200点

#### ◆システム対応

ORCA Project

Copyright (C) 2020 ORCA Management Organization Co., Ltd. All rights reserved.

施設基準不適合に該当する場合は、新設コードを入力します。

現行のコードを入力した場合（例として「170020610 ポジトロン断層撮影（150標識ガス剤使用）」は、入力時に施設基準不適合の通減対象施設基準コードの設定がシステム管理に設定されていない場合、「施設基準ではありません。算定できません。」とエラーとします。

このエラーの場合、「170038030 ポジトロン断層撮影（150標識ガス剤使用）施設基準不適合」に入力コードを変更して算定します。

**E101-3 ポジトロン断層・コンピューター断層複合撮影（一連の検査につき）**

現 行	改 正
(新設)	注4 新生児、3歳未満の乳幼児（新生児を除く。） 又は3歳以上6歳未満の幼児に対して断層撮影を行った場合は、新生児加算、乳幼児加算又は幼児加算として、1,600点、1,000点又は600点を所定点数に加算する。ただし、注3の規定により所定点数を算定する場合には、1,280点、800点又は480点を所定点数に加算する。

乳幼児加算のコードは、E101-2 ポジトロン断層撮影を参照してください。

減算された点数を設定されたコードが作成された。

170038330	ポジトロン・CT複合撮影（150標識ガス剤使用）施設基準不適合	6,100点
170038430	ポジトロン・CT複合撮影（18FDG使用）施設基準不適合	6,900点

**E101-4 ポジトロン断層・磁気共鳴コンピューター断層複合撮影（一連の検査につき）**

現 行	改 正
(新設)	注4 新生児、3歳未満の乳幼児（新生児を除く。） 又は3歳以上6歳未満の幼児に対して断層撮影を行った場合は、新生児加算、乳幼児加算又は幼児加算として、1,600点、1,000点又は600点を所定点数に加算する。ただし、注3の規定により所定点数を算定する場合には、1,280点、800点又は480点を所定点数に加算する。

乳幼児加算のコードは、E101-2 ポジトロン断層撮影を参照してください。

減算された点数を設定されたコードが作成された。

170038530	ポジトロン・MRI複合撮影（18FDG使用）施設基準不適合	7,328点
-----------	-------------------------------	--------

**E101-5 乳房用ポジトロン断層撮影**

減算された点数を設定されたコードが作成された。

170038630	乳房用ポジトロン断層撮影（施設基準不適合）	3,200点
-----------	-----------------------	--------

**第3節 コンピューター断層撮影診断料**

**通則**

現 行	改 正
1 コンピューター断層撮影診断の費用は、区分番号E200に掲げるコンピューター断層撮影（CT撮	1 コンピューター断層撮影診断の費用は、区分番号E200に掲げるコンピューター断層撮影（CT撮

<p>影)、区分番号E201に掲げる非放射性キセノン脳血流動態検査又は区分番号E202に掲げる磁気共鳴コンピューター断層撮影(MRI撮影)の各区分の所定点数及び区分番号E203に掲げるコンピューター断層診断の所定点数を合算した点数により算定する。</p> <p>4 新生児、3歳未満の乳幼児(新生児を除く。)又は3歳以上6歳未満の幼児に対して区分番号E200から区分番号E202までに掲げるコンピューター断層撮影を行った場合は、新生児加算、乳幼児加算又は幼児加算として、それぞれ所定点数の100分の80、100分の50又は100分の30に相当する点数を加算する。</p>	<p>影)、区分番号E200-2に掲げる血流予備量比コンピューター断層撮影、区分番号E201に掲げる非放射性キセノン脳血流動態検査又は区分番号E202に掲げる磁気共鳴コンピューター断層撮影(MRI撮影)の各区分の所定点数及び区分番号E203に掲げるコンピューター断層診断の所定点数を合算した点数により算定する。</p> <p>4 新生児、3歳未満の乳幼児(新生児を除く。)又は3歳以上6歳未満の幼児に対して区分番号E200、区分番号E201又は区分番号E202に掲げるコンピューター断層撮影を行った場合(頭部外傷に対してコンピューター断層撮影を行った場合を除く。)にあつては、新生児加算、乳幼児加算又は幼児加算として、それぞれ所定点数の100分の80、100分の50又は100分の30に相当する点数を、頭部外傷に対してコンピューター断層撮影を行った場合にあつては、新生児頭部外傷撮影加算、乳幼児頭部外傷撮影加算又は幼児頭部外傷撮影加算として、それぞれ所定点数の100分の85、100分の55又は100分の35に相当する点数を加算する。</p>
---	---

170039870	新生児加算(画像診断・エックス線診断以外)	80%加算
170039970	乳幼児加算(画像診断・エックス線診断以外)	50%加算
170040070	幼児加算(画像診断・エックス線診断以外)	30%加算

170037670	新生児頭部外傷撮影加算	85%加算
170037770	乳幼児頭部外傷撮影加算	55%加算
170037870	幼児頭部外傷撮影加算	35%加算

**E200 コンピューター断層撮影(CT撮影)(一連につき)**

◆頭部外傷撮影加算を含めたコード

170038710	CT撮影(64列以上マルチスライス型機器)共同利用施設・頭部外傷	1,020点
170038810	CT撮影(64列以上マルチスライス型機器)(その他)頭部外傷	1,000点
170038910	CT撮影(16列以上64列未満マルチスライス型機器)頭部外傷	900点
170039010	CT撮影(4列以上16列未満マルチスライス型機器)頭部外傷	750点
170039110	CT撮影(イ、ロ又はハ以外)頭部外傷	560点
170039210	脳槽CT撮影(造影含む)頭部外傷	2,300点

**E200-2 血流予備量比コンピューター断層撮影【新設】【平成30年12月】**

<b>改正</b>	
血流予備量比コンピューター断層撮影 9,400点	
注1 血流予備量比コンピューター断層撮影の種類又は回数にかかわらず、月1回に限り算定できるものとする。	
2 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において行われる場合に限り算定する。	

170036950	血流予備量比コンピューター断層撮影	9,400点
-----------	-------------------	--------

## ◆血流予備量比コンピューター断層撮影【要届出】

[算定方法]

- ①システム管理の「1006 施設基準情報」から施設基準を設定します。

3705	血流予備量比コンピューター断層撮影
------	-------------------

## E201 非放射性キセノン脳血流動態検査

## ◆頭部外傷撮影加算を含めたコード

170039310	非放射性キセノン脳血流動態検査・頭部外傷	2,000点
-----------	----------------------	--------

## E202 磁気共鳴コンピューター断層撮影（MRI撮影）（一連につき）

現 行	改 正
（新設）	注9 MRI撮影について、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、全身のMRI撮影を行った場合は、全身MRI撮影加算として、600点を所定点数に加算する。

170037970	全身MRI撮影加算	600点
-----------	-----------	------

## ◆全身MRI撮影加算【要届出】

[算定方法]

- ①システム管理の「1006 施設基準情報」から施設基準を設定します。

3706	全身MRI撮影加算
------	-----------

## ◆頭部外傷撮影加算を含めたコード

170039410	MRI撮影（3テスラ以上の機器）共同利用施設・頭部外傷	1,620点
170039510	MRI撮影（3テスラ以上の機器）（その他）頭部外傷	1,600点
170039610	MRI撮影（1.5テスラ以上3テスラ未満の機器）頭部外傷	1,330点
170039710	MRI撮影（1又は2以外）頭部外傷	900点